

物 品 売 買 契 約 書 (見本)

売扱人行田市と買受人_____とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 売扱人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物品)

第2条 売扱人は、その所有する次の物品（以下「売買物品」という。）を買受人に売り渡し、買受人はこれを買い受ける。

(1) 売買物品の名称

(2) 数 量

(3) 規 格 等 仕様書のとおり

(売買代金)

第3条 売買代金は、金_____円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(契約保証金)

第4条 この契約に係る契約保証金は、金_____円とし、買受人が納付した入札保証金を全額これに充当するものとする。

(売買代金の支払い)

第5条 買受人は、第3条の売買代金を、売扱人の定める方法及び納付期限までに一括して納付しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物品の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに買受人に移転するものとする。

2 売扱人は、前項により売買物品の所有権を移転した後、買受人の請求に基づき、売扱人が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して買受人に渡すものとし、買受人は、当該書類の受領書を売扱人に提出するものとする。

(売買物品の引渡し)

第7条 売扱人は、売買物品の所有権が移転した日から30日以内で両者の定める日に、当該売買物品を売扱人の指定する場所において現況有姿のまま買受人に引き渡し、買受人は、当該売買物品の受領書を売扱人に提出するものとする。

2 買受人は、売買物品の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、売扱人の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、買受人が行わなければならない。

3 前2項に要する費用は、買受人の負担とする。

(危険負担)

第8条 買受人は、この契約締結の時から前条の規定により売買物品を買受人に引き渡すまでの間において当該売買物品が売扱人の責に帰すことができない理由により滅失又は毀損したときは、売扱人に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することがで

きない。

(契約不適合責任)

第9条 買受人は、この契約締結後に、売買物品に隠れた損傷のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができないものとする。

(契約の解除)

第10条 売扱人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することが出来る。

(損害賠償)

第11条 売扱人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売扱人と買受人とが協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売扱人買受人双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

埼玉県行田市本丸2番5号

売　　扱　　人　　行　　田　　市

行田市長　　行　　田　　邦　　子

(住所)

買　　受　　人

(氏名)